

7-1 景観形成の推進体制

「江東区都市景観条例」において、景観の形成を適切に推進するために、江東区都市景観審議会および江東区都市景観専門委員会を設置する規定を定めています。

(1) 江東区都市景観審議会

区長の附属機関として江東区都市景観審議会を設置し、委員は学識経験者、区議会および公募区民等で構成されています。

条例の規定により定められた事項や、その他景観の形成に関する次の重要事項を調査・審議します。

- ① 景観計画の策定や変更に関すること
- ② 届出制度に関する勧告や変更命令に関すること
- ③ 都市景観重要建造物等の指定および解除に関すること
- ④ 景観の形成に関する重要事項に関すること

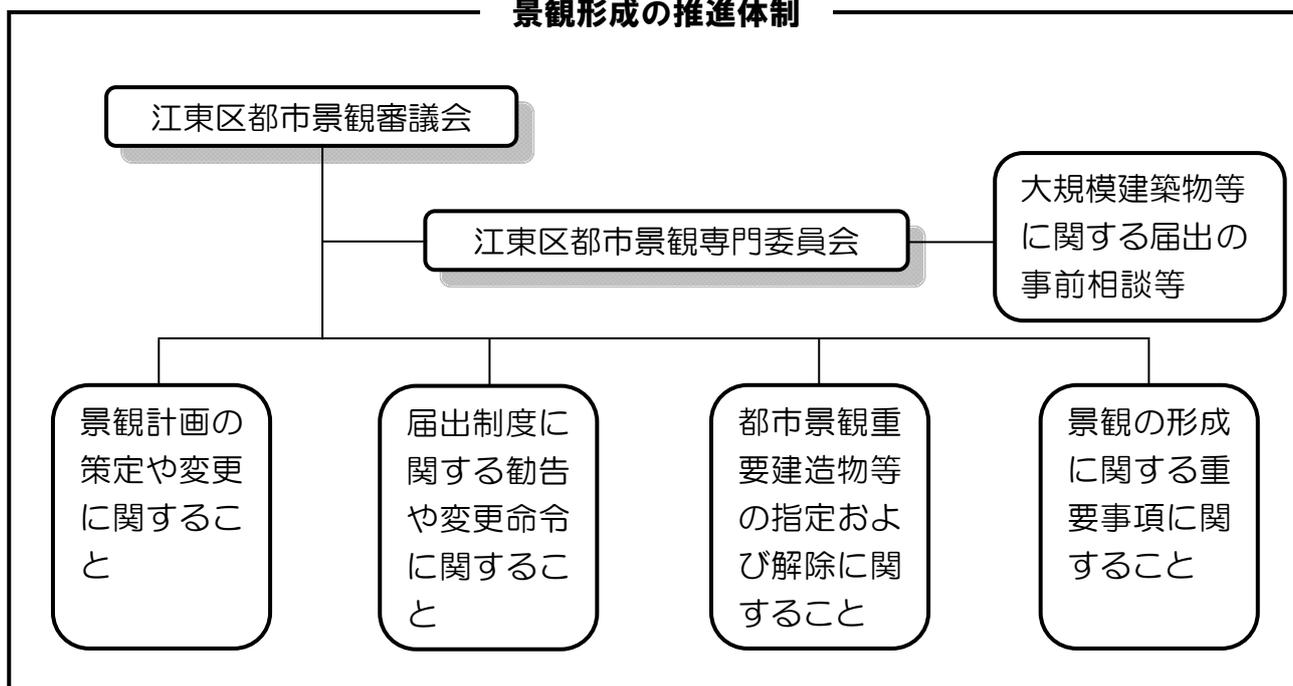
(2) 江東区都市景観専門委員会

都市景観審議会に都市景観専門委員会を置くことができる規定を定め、委員は都市景観審議会の学識経験者で構成されています。

次の専門事項を調査・審議します。

- ① 大規模建築物に該当する届出において、事前相談として、都市景観専門委員会の意見を聴くこと
- ② 景観の形成に影響を及ぼすと認められる行為に関すること
- ③ 届出制度に関する勧告および変更命令の手続き等を迅速に対応するため、特例的に専門委員会の議決をもって都市景観審議会の議決とすること

景観形成の推進体制



7-2 区民・事業者等の役割

良好で魅力ある都市景観は、区民や事業者等にとってかけがえのない共有の財産です。まちをつくっていくのは、行政や専門家だけではなく、都市に住み、活動している区民・事業者・NPO団体の都市景観に対する深い関心と積極的な参加なくしては、都市景観をつくり、育てることはできません。

地域の個性や歴史・文化を守り、育て、つくり出すためには、区民・事業者・NPO団体は、景観形成の主体として取り組むとともに、行政と協働して景観形成を進めていく必要があります。

7-3 区民・事業者等とともに進める景観の形成

(1) 景観形成の情報・意見交換

円滑な景観の形成のため、区民・事業者・NPO団体が景観の形成に関する提言、その他の情報および意見を交換する機会を設けます。

(2) 支援

優れた景観の形成に寄与しようとする者に対し、技術的支援などを行うことができます。

(3) 表彰

優れた景観の形成に寄与していると認められた建築物などの所有者、設計者などを表彰することができます。

(4) 景観協定の認可

一定の地域内において、区民が主体的に景観の形成を目的とした協定をつくることができます。協定の内容が条例の趣旨に適合するものと認められるときは、区長がこれを認可します。

(5) 景観形成区民団体の認定

景観の形成を目的として組織された団体の内、その活動が条例の趣旨に適合するものと認められるときは、区長が景観形成区民団体として認定し、協働で良好な景観の形成を図ります。

平成19年度に、萬年橋を中心とした地元町会の地域景観の保全および形成を目的とする「深川萬年橋の景観を考える会」を認定しています。

平成25年度に、亀戸地区および深川門前仲町地区の景観形成区民団体を認定します。

(6) 景観形成区民団体活動助成

景観形成区民団体が、良好な景観を創造し、育成し、または保全するために行う普及啓発、研究等の活動に対して、助成金を交付することができます。

7-4 隣接区・東京都との連携

従来より江東区では、住民に最も身近な地方公共団体として、豊かでうるおいのある都市景観の形成に積極的に取り組んできました。一方、実際のまちなみは、江東区の区域を越え、隣接区も含む連続したものとして展開し、形成されています。

そのため江東区では、東京都の景観基本軸（臨海景観基本軸・隅田川景観基本軸）や景観形成特別地区（文化財庭園等景観形成特別地区としての清澄庭園・水辺景観形成特別地区）を継承するとともに、隣接区における景観施策との連続性なども考慮した景観形成を図る施策を実施します。

このことを踏まえ、地域特性を生かしつつ隣接区や東京都と連携をとりながら、本計画の実現を図ります。

7-5 景観形成の今後の検討事項

（１）下町水網地域内における地区別の景観形成の基本方針の策定

第3章「下町水網地域」において、白河・富岡・小松橋・東陽・亀戸・大島・砂町・南砂の8地区において、地区別の概要と景観形成の基本方針を記載しています。

今後は、地区別の特徴をより反映した景観形成の方向性について、

- ①荒川、旧中川、北十間川をはじめとする水辺・親水公園・みどりなどの自然資源を活用した景観の形成について
- ②神社・寺院・橋梁などの歴史的・文化的資源を活用した景観の形成について
- ③観光の観点からの景観の形成について

などを中心として、関係部署と連携を図りながら検討していきます。

（２）景観づくりの今後の方針

地域住民が将来像を共有し、互いに連携しながら、日々の暮らしや活動を通じて、自主的に景観づくりの担い手となるルールを創り上げていくことが、真の景観づくりにつながると考えます。

区としては、良好な景観づくりに向けた啓発事業を展開する中で、地域住民の景観づくりに、できる限りの協力・支援を行なってまいります。

（３）「2020年の東京（平成23年12月策定）」計画との連携

東京都では、「2020年の東京」という計画の中で、都市景観に関わるものとして、「10年後の東京」計画に掲げた各施策を引き続き推進し、「省エネルギー対策の強化、校庭の芝生化、街路の緑化等、先駆的な地球温暖化・ヒートアイランド対策」などの施策を展開するとしています。

江東区では、地球温暖化・ヒートアイランド対策に対する環境負荷低減策として、屋上緑化や壁面緑化が有効であると考えています。

今後は、江東区の景観特性の一つでもある「豊かな水辺とみどりのネットワーク」の保全と拡充を図るとともに、自然のうるおいが感じられ、憩いとやすらぎのある都市景観の形成について、関係部署と連携を図りながら検討を進めていきます。

(4) 景観教育等の普及

まちを美しくすることは、人を幸せにするために必要なことです。まちを美しくするためには、区民や事業者などが快適な景観の形成を主体的に捉え、積極的に良好な景観を守り、育むという意識を身につけるとともに、美しいまちやものを生み出すための優れた感性を育てることが重要です。

以上のことから、区としては、景観づくりの担い手を育むため、区からの情報提供、住民参加型のワークショップの実施や子どもたちを対象とする景観まちづくり学習の促進など、景観教育等の普及を検討していきます。



【江東花火大会】



【大横川のさくら】



【亀戸天神社】



【旧中川】